経営管理実施権配分計画

1　個別事項

整理番号	配03-01	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称） 丹後地区森林組合　代表理事組合長　江浪　敏夫	（住所又は所在地） 京都府京丹後市弥栄町吉沢９４０番地
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）	（名称） 京丹後市長　　中　山　　泰	（所在地） 京都府京丹後市峰山町杉谷８８９番地

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	布袋野	イザミノ向	1832番1	443	ろ	田	0.0177 (0.034)	ヒノキ	50	公告日	R18.3.31	別添参照		＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
2	布袋野	イザミノ向	1833番1	443	ろ	田	0.0289 (0.0695)	ヒノキ	50					
3	布袋野	イザミノ向	1834番1	443	ろ	田	0.0495 (0.1702)	スギ ヒノキ	50					
4	布袋野	イザミノ向	1836番1	443	ろ	田	0.0245 (0.0509)	ヒノキ	50					
5	布袋野	イザミノ向	1841番1	443	ろ	田	0.0337 (0.0713)	スギ ヒノキ	50					
6	布袋野	イザミノ向	1842番	443	ろ	山林	0.0661 (0.1599)	スギ ヒノキ	50					
7	布袋野	イザミノ向	1837番	443	ろ	原野	0.0013 (0.0046)	スギ	50					
8	布袋野	イザミノ向	1838番	443	ろ	田	0.0119 (0.0179)	ヒノキ	50					
9	布袋野	イザミノ向	1840番1	443	ろ	田	0.0051 (0.0349)	スギ ヒノキ	50					
10	布袋野	イザミノ向	1843番	443	ろ	田	0.0872 (0.1628)	スギ	50					
11	布袋野	イザミノ向	1844番	443	ろ	田	0.0314 (0.1194)	スギ	50					
12	布袋野	イザミノ向	1835番1	443	ろ	山林	0.0028 (0.0076)	ヒノキ	50					
13	布袋野	イザミノ向	1837番1	443	ろ	原野	0.001 (0.0023)	スギ	50					
14	布袋野	イザミノ向	1839番	443	ろ	山林	0.0019 (0.0042)	ヒノキ	50					
15	布袋野	インノクソ	1911番1	443	ろ	田	0.0161 (0.0546)	ヒノキ	50					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
16	布袋野	インノクソ	1912番	443	ろ	田	0.0594 (0.0804)	ヒノキ	50	公告日	R18.3.31	別添参照		＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
17	布袋野	インノクソ	1912番1	443	ろ	田	0.0062 (0.0109)	スギ	50					
18	布袋野	インノクソ	1913番	443	ろ	山林	0.0016 (0.0333)	ヒノキ	50					
19	布袋野	セドノ谷	1850番1	443	ろ	田	0.0602 (0.106)	スギ ヒノキ	50					
20	布袋野	横谷	1803番	443	ろ	田	0.0766 (0.4143)	スギ	59					
21	布袋野	横谷	1803番乙	443	ろ	畑	0.0062 (0.0074)	スギ	63					
22	布袋野	横谷	1804番	443	ろ	田	0.0033 (0.0313)	スギ	49					
23	布袋野	横谷	1805番	443	ろ	田	0.0033 (0.0293)	スギ	49					
24	布袋野	横谷	1806番	443	ろ	山林	0.0234 (0.2855)	スギ ヒノキ	63					
25	布袋野	横谷	1807番	443	ろ	山林	0.0056 (0.2631)	スギ ヒノキ	75					
26	布袋野	横谷	1799番2	443	ろ	田	0.0066 (0.0173)	スギ	58					
27	布袋野	横谷	1801番	443	ろ	田	0.0833 (0.3117)	スギ	58					
28	布袋野	横谷	1802番	443	ろ	田	0.0049 (0.012)	スギ	58					
29	布袋野	横谷	1799番	443	は	田	0.0082 (0.0058)	ヒノキ	58					
30	布袋野	横谷	1800番	443	は	田	0.0033 (0.0222)	スギ	58					
31	布袋野	横谷	1803番1	443	ろ	畑	0.0165 (0.0434)	スギ	63					
32	布袋野	横谷口	1811番	443	は	田	0.0128 (0.1096)	スギ ヒノキ	51					
33	布袋野	横谷口	1813番	443	は	原野	0.0059 (0.0112)	スギ	58					
34	布袋野	横谷口	1812番	443	は	田	0.0214 (0.0405)	スギ	58					
35	布袋野	岡ノク	1791番1	443	は	田	0.0991 (0.017)	ヒノキ	62					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
36	布袋野	岡ノク	1787番1	443	は	田	0.0513 (0.0795)	スギ ヒノキ	62	公告日	R18.3.31	別添参照		＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
37	布袋野	岡ノク	1788番	443	は	田	0.0525 (0.0215)	スギ	62					
38	布袋野	岡ノク	1789番	443	は	田	0.0621 (0.1334)	スギ ヒノキ	62					
39	布袋野	岡ノク	1794番	443	は	田	0.0363 (0.1354)	スギ ヒノキ	63					
40	布袋野	岡ノク	1795番	443	は	山林	0.0099 (0.1103)	スギ ヒノキ	63					
41	布袋野	岡ノク	1797番	443	は	田	0.0925 (0.1682)	スギ ヒノキ	62					
42	布袋野	岡ノク	1798番	443	は	山林	0.0059 (0.1351)	ヒノキ	63					
43	布袋野	岡ノク	1790番	443	は	田	0.0753 (0.0835)	スギ ヒノキ	62					
44	布袋野	鎌倉	1887番	442	い	田	0.1434 (0.169)	スギ	56					
45	布袋野	鎌倉	1892番	442	い	田	0.073 (0.1108)	スギ	78					
46	布袋野	鎌倉	1893番	442	い	山林	0.0234 (0.0255)	スギ	71					
47	布袋野	鎌倉	1885番	442	い	山林	0.0049 (0.0752)	スギ	56					
48	布袋野	鎌倉	1885番1	442	い	山林	0.0254 (0.031)	スギ	56					
49	布袋野	鎌倉	1895番	442	い	田	0.0667 (0.1396)	スギ	56					
50	布袋野	鎌倉	1890番	442	い	田	0.1223 (0.046)	スギ	71					
51	布袋野	鎌倉	1891番	442	い	山林	0.0128 (0.0395)	スギ	71					
52	布袋野	鎌倉	1891番1	442	い	山林	0.0528 (0.0244)	スギ	71					
53	布袋野	鎌倉	1892番1	442	い	田	0.0079 (0.0109)	スギ	78					
54	布袋野	鎌倉	1894番	442	い	田	0.0634 (0.0222)	スギ	71					
55	布袋野	鎌倉	1886番	442	い	田	0.072 (0.1304)	スギ	56					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
56	布袋野	鎌倉	1888番	442	い	畑	0.0558 (0.2458)	スギ	56	公告日	R18.3.31	別添参照		＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
57	布袋野	鎌倉	1888番1	442	い	畑	0.0092 (0.0893)	スギ	56					
58	布袋野	鎌倉	1889番	442	い	山林	0.0909 (0.1469)	ヒノキ	98					
59	布袋野	駒返シ	1877番	442	ろ	田	0.0056 (0.0575)	スギ	72					
60	布袋野	駒返シ	1876番1	442	は	田	0.0105 (0.2324)	スギ	72					
61	布袋野	駒返シ	1879番1	442	は	山林	0.0062 (0.0395)	スギ	72					
62	布袋野	駒返シ	1880番1	442	は	田	0.0089 (0.1024)	スギ	72					
63	布袋野	駒返シ	1875番	442	ろ	山林	0.0264 (0.1324)	スギ	72					
64	布袋野	駒返シ	1884番1	442	は	山林	0.0297 (0.1611)	スギ	72					
65	布袋野	駒返シ	1883番	442	ろ	山林	0.0039 (0.0075)	スギ	72					
66	布袋野	駒返シ	1880番	442	は	田	0.0224 (0.1075)	スギ	69					
67	布袋野	駒返シ	1873番1	442	ろ	田	0.1775 (0.204)	スギ ヒノキ	56					
68	布袋野	笹倉鎌倉	10091番15	442	い	山林	0.1 (0.0197)	スギ	56					
69	布袋野	笹倉鎌倉	10091番4	442	い	山林	0.08 (0.0862)	スギ	56					
70	布袋野	笹倉鎌倉	10091番16	442	い	山林	0.1 (0.0509)	スギ	56					
71	布袋野	笹倉鎌倉	10091番1	442	い	山林	0.1 (0.0059)	スギ	70					
72	布袋野	笹倉鎌倉	10091番3	442	い	山林	0.12 (0.0388)	スギ	70					
73	布袋野	笹倉鎌倉	10091番13	442	い	山林	0.1 (0.0385)	スギ	56					
74	布袋野	笹倉鎌倉	10091番5	442	い	山林	0.08 (0.0619)	スギ	56					
75	布袋野	笹倉鎌倉	10091番2	442	い	山林	0.1 (0.0174)	スギ ヒノキ	70					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
76	布袋野	笹倉鎌倉	10091番12	442	ろ	山林	0.15 (0.125)	スギ	56	公告日	R18.3.31	別添参照	＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
77	布袋野	笹倉鎌倉	10091番14	442	い	山林	0.1 (0.0034)	スギ	56				
78	布袋野	笹倉峠谷	10090番2	442	ろ	山林	0.1 (0.204)	スギ	72				
79	布袋野	笹倉峠谷	10090番4	442	ろ	山林	0.05 (0.0074)	スギ	72				
80	布袋野	笹倉峠谷	10090番3	442	ろ	山林	0.07 (0.0086)	スギ	72				
81	布袋野	銭上	1814番	443	ろ	山林	0.0697 (0.1598)	ヒノキ	50				
82	布袋野	銭上	1816番	443	ろ	山林	0.0026 (0.0075)	スギ	50				
83	布袋野	大畑	1898番	442	い	田	0.0241 (0.0396)	スギ	61				
84	布袋野	大畑	1899番	442	い	田	0.036 (0.0164)	スギ	61				
85	布袋野	大畑	1900番	442	い	田	0.0165 (0.0392)	スギ	61				
86	布袋野	大畑	1901番1	442	い	田	0.0049 (0.0153)	スギ	78				
87	布袋野	大畑	1901番2	442	い	田	0.0016 (0.0075)	スギ	78				
88	布袋野	大畑	1904番1	442	い	田	0.0105 (0.0105)	スギ	61				
89	布袋野	大畑	1904番2	442	い	田	0.0376 (0.036)	スギ	61				
90	布袋野	大畑	1904番3	442	い	田	0.0082 (0.0282)	スギ	61				
91	布袋野	大畑	1904番4	442	い	田	0.001 (0.0157)	スギ	71				
92	布袋野	大畑	1902番	442	い	田	0.0092 (0.0151)	スギ	61				
93	布袋野	大畑道ノ上	1905番	442	い	田	0.0307 (0.102)	スギ	61				
94	布袋野	大畑道ノ上	1906番	442	い	田	0.0122 (0.0393)	スギ ヒノキ	61				
95	布袋野	大畑道ノ上	1907番	442	い	田	0.0039 (0.0118)	スギ ヒノキ	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
96	布袋野	大畑道ノ東	1908番	442	い	田	0.0099 (0.0304)	スギ ヒノキ	61	公告日	R18.3.31	別添参照	＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
97	布袋野	天シュ	1853番1	442	ほ	山林	0.0896 (0.1192)	スギ ヒノキ	62				
98	布袋野	天シュ	1854番	442	ほ	山林	0.0019 (0.0111)	ヒノキ	62				
99	布袋野	天シュ	1854番1	442	ほ	山林	0.0033 (0.0005)	ヒノキ	62				
100	布袋野	天シュ	1852番1	443	ろ	田	0.0587 (0.1732)	スギ ヒノキ	50				
101	布袋野	鍋田	1858番1	442	い	田	0.0049 (0.0248)	ヒノキ	61				
102	布袋野	鍋田	1858番2	442	い	田	0.0007 (0.0282)	スギ	61				
103	布袋野	鍋田	1863番	442	い	畑	0.0023 (0.0236)	スギ	70				
104	布袋野	鍋田	1863番1	442	い	畑	0.0003 (0.008)	スギ	70				
105	布袋野	鍋田	1864番	442	い	田	0.0023 (0.0296)	スギ	70				
106	布袋野	鍋田	1865番2	442	い	田	0.0039 (0.0211)	スギ	70				
107	布袋野	鍋田	1866番	442	い	田	0.0016 (0.0052)	スギ	70				
108	布袋野	鍋田	1868番	442	い	田	0.001 (0.0545)	スギ	70				
109	布袋野	鍋田	1861番	442	い	田	0.0403 (0.1306)	ヒノキ	61				
110	布袋野	鍋田	1862番	442	い	田	0.0618 (0.0996)	スギ	70				
111	布袋野	鍋田	1871番	442	ほ	田	0.0013 (0.0751)	ヒノキ	70				
112	布袋野	鍋田	1869番1	442	い	田	0.0198 (0.2062)	スギ	70				
113	布袋野	鍋田	1869番2	442	い	田	0.0089 (0.3152)	スギ	70				
114	布袋野	鍋田	1870番1	442	い	畑	0.0095 (0.069)	スギ	70				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番										
115	布袋野	鍋田	1870番2	442	い	田	0.0007 (0.0164)	スギ	70	公告日	R18.3.31	別添参照	＜時期＞ 収支確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ 丙から甲の指定する口座に支払う。
116	布袋野	鍋田	1870番3	442	い	原野	0.0023 (0.0169)	ヒノキ	70				
117	布袋野	鍋田	1855番1	442	ほ	山林	0.0044 (0.119)	スギ	61				
118	布袋野	鍋田	1855番2	443	ろ	山林	0.005 (0.0129)	ヒノキ	50				
119	布袋野	鍋田	1872番1	442	い	田	0.0191 (0.1156)	スギ	56				
120	布袋野	鍋田	1856番	442	ほ	山林	0.001 (0.0962)	スギ	61				
121	布袋野	鍋田川原	1910番	443	ろ	田	0.0161 (0.0697)	ヒノキ	50				
122	布袋野	門宮	1916番	443	は	田	0.0578 (0.0736)	スギ	51				
123	布袋野	門宮	1918番	443	は	田	0.0439 (0.0741)	スギ ヒノキ	51				
124	布袋野	門宮	1914番	443	は	田	0.0634 (0.0266)	スギ	51				
125	布袋野	門宮	1917番	443	は	田	0.0023 (0.0109)	スギ	51				
126	布袋野	門宮	1915番	443	は	田	0.0565 (0.0143)	スギ	51				
127	布袋野	門宮	1919番	443	は	田	0.0231 (0.1239)	スギ ヒノキ	50				
	以下余白												

※面積欄の上段は林地台帳上の面積、下段（ ）は対象人工林面積である。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
1	布袋野	岡ノク	1791番1	443	は	田	0.0991 (0.017)	ヒノキ	62	[redacted]		集03-01
2	布袋野	笹倉鎌倉	10091番15	442	い	山林	0.1 (0.0197)	スギ	56			集03-02
3	布袋野	笹倉鎌倉	10091番4	442	い	山林	0.08 (0.0862)	スギ	56			集03-03
4	布袋野	横谷口	1811番	443	は	田	0.0128 (0.1096)	スギ ヒノキ	51			
5	布袋野	イザミノ向	1832番1	443	ろ	田	0.0177 (0.034)	ヒノキ	50			集03-04
6	布袋野	セドノ谷	1850番1	443	ろ	田	0.0602 (0.106)	スギ ヒノキ	50			
7	布袋野	岡ノク	1787番1	443	は	田	0.0513 (0.0795)	スギ ヒノキ	62			
8	布袋野	笹倉鎌倉	10091番16	442	い	山林	0.1 (0.0509)	スギ	56			集03-05
9	布袋野	岡ノク	1788番	443	は	田	0.0525 (0.0215)	スギ	62			集03-06
10	布袋野	横谷口	1813番	443	は	原野	0.0059 (0.0112)	スギ	58			集03-07
11	布袋野	笹倉鎌倉	10091番1	442	い	山林	0.1 (0.0059)	スギ	70			集03-08
12	布袋野	鎌倉	1887番	442	い	田	0.1434 (0.169)	スギ	56			
13	布袋野	鎌倉	1892番	442	い	田	0.073 (0.1108)	スギ	78			
14	布袋野	大畑	1898番	442	い	田	0.0241 (0.0396)	スギ	61			
15	布袋野	大畑	1899番	442	い	田	0.036 (0.0164)	スギ	61			
16	布袋野	大畑	1900番	442	い	田	0.0165 (0.0392)	スギ	61			
17	布袋野	大畑	1901番1	442	い	田	0.0049 (0.0153)	スギ	78			
18	布袋野	大畑	1901番2	442	い	田	0.0016 (0.0075)	スギ	78			
19	布袋野	門宮	1916番	443	は	田	0.0578 (0.0736)	スギ	51			集03-09
20	布袋野	門宮	1918番	443	は	田	0.0439 (0.0741)	スギ ヒノキ	51			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
21	布袋野	笹倉鎌倉	10091番3	442	い	山林	0.12 (0.0388)	スギ	70	[redacted]		集03-10
22	布袋野	天シュ	1853番1	442	ほ	山林	0.0896 (0.1192)	スギ ヒノキ	62			
23	布袋野	天シュ	1854番	442	ほ	山林	0.0019 (0.0111)	ヒノキ	62			
24	布袋野	天シュ	1854番1	442	ほ	山林	0.0033 (0.0005)	ヒノキ	62			
25	布袋野	駒返シ	1877番	442	ろ	田	0.0056 (0.0575)	スギ	72			集03-11
26	布袋野	駒返シ	1876番1	442	は	田	0.0105 (0.2324)	スギ	72			
27	布袋野	駒返シ	1879番1	442	は	山林	0.0062 (0.0395)	スギ	72			
28	布袋野	駒返シ	1880番1	442	は	田	0.0089 (0.1024)	スギ	72			
29	布袋野	イザミノ向	1833番1	443	ろ	田	0.0289 (0.0695)	ヒノキ	50			集03-12
30	布袋野	イザミノ向	1834番1	443	ろ	田	0.0495 (0.1702)	スギ ヒノキ	50			
31	布袋野	イザミノ向	1836番1	443	ろ	田	0.0245 (0.0509)	ヒノキ	50			
32	布袋野	鍋田川原	1910番	443	ろ	田	0.0161 (0.0697)	ヒノキ	50			集03-13
33	布袋野	横谷口	1812番	443	は	田	0.0214 (0.0405)	スギ	58			集03-14
34	布袋野	門宮	1914番	443	は	田	0.0634 (0.0266)	スギ	51			集03-15
35	布袋野	横谷	1803番	443	ろ	田	0.0766 (0.4143)	スギ	59			
36	布袋野	横谷	1803番乙	443	ろ	畑	0.0062 (0.0074)	スギ	63			
37	布袋野	横谷	1804番	443	ろ	田	0.0033 (0.0313)	スギ	49			
38	布袋野	横谷	1805番	443	ろ	田	0.0033 (0.0293)	スギ	49			
39	布袋野	鍋田	1858番1	442	い	田	0.0049 (0.0248)	ヒノキ	61			集03-16
40	布袋野	鍋田	1858番2	442	い	田	0.0007 (0.0282)	スギ	61			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
41	布袋野	鍋田	1863番	442	い	畑	0.0023 (0.0236)	スギ	70	[redacted]	[redacted]	集03-16
42	布袋野	鍋田	1863番1	442	い	畑	0.0003 (0.008)	スギ	70			
43	布袋野	鍋田	1864番	442	い	田	0.0023 (0.0296)	スギ	70			
44	布袋野	鍋田	1865番2	442	い	田	0.0039 (0.0211)	スギ	70			
45	布袋野	鍋田	1866番	442	い	田	0.0016 (0.0052)	スギ	70			
46	布袋野	鍋田	1868番	442	い	田	0.001 (0.0545)	スギ	70			
47	布袋野	大畑	1904番1	442	い	田	0.0105 (0.0105)	スギ	61			
48	布袋野	大畑	1904番2	442	い	田	0.0376 (0.036)	スギ	61			
49	布袋野	大畑	1904番3	442	い	田	0.0082 (0.0282)	スギ	61			
50	布袋野	大畑	1904番4	442	い	田	0.001 (0.0157)	スギ	71			
51	布袋野	大畑道ノ上	1905番	442	い	田	0.0307 (0.102)	スギ	61			
52	布袋野	大畑道ノ上	1906番	442	い	田	0.0122 (0.0393)	スギ ヒノキ	61			
53	布袋野	大畑道ノ上	1907番	442	い	田	0.0039 (0.0118)	スギ ヒノキ	61			
54	布袋野	駒返シ	1875番	442	ろ	山林	0.0264 (0.1324)	スギ	72			集03-17
55	布袋野	駒返シ	1884番1	442	は	山林	0.0297 (0.1611)	スギ	72			
56	布袋野	鍋田	1861番	442	い	田	0.0403 (0.1306)	ヒノキ	61			集03-18
57	布袋野	鍋田	1862番	442	い	田	0.0618 (0.0996)	スギ	70			
58	布袋野	鎌倉	1893番	442	い	山林	0.0234 (0.0255)	スギ	71			
59	布袋野	大畑	1902番	442	い	田	0.0092 (0.0151)	スギ	61			
60	布袋野	大畑道ノ東	1908番	442	い	田	0.0099 (0.0304)	スギ ヒノキ	61			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所　在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
61	布袋野	鍋田	1871番	442	ほ	田	0.0013 (0.0751)	ヒノキ	70	[redacted]	[redacted]	集03-18
62	布袋野	横谷	1806番	443	ろ	山林	0.0234 (0.2855)	スギ ヒノキ	63			
63	布袋野	横谷	1807番	443	ろ	山林	0.0056 (0.2631)	スギ ヒノキ	75			
64	布袋野	門宮	1917番	443	は	田	0.0023 (0.0109)	スギ	51			
65	布袋野	鎌倉	1885番	442	い	山林	0.0049 (0.0752)	スギ	56			集03-19
66	布袋野	鎌倉	1885番1	442	い	山林	0.0254 (0.031)	スギ	56			
67	布袋野	鎌倉	1895番	442	い	田	0.0667 (0.1396)	スギ	56			
68	布袋野	笹倉峠谷	10090番2	442	ろ	山林	0.1 (0.204)	スギ	72			
69	布袋野	駒返シ	1883番	442	ろ	山林	0.0039 (0.0075)	スギ	72			
70	布袋野	駒返シ	1880番	442	は	田	0.0224 (0.1075)	スギ	69			
71	布袋野	イザミノ向	1841番1	443	ろ	田	0.0337 (0.0713)	スギ ヒノキ	50			
72	布袋野	天シュ	1852番1	443	ろ	田	0.0587 (0.1732)	スギ ヒノキ	50			
73	布袋野	岡ノク	1789番	443	は	田	0.0621 (0.1334)	スギ ヒノキ	62			
74	布袋野	岡ノク	1794番	443	は	田	0.0363 (0.1354)	スギ ヒノキ	63			
75	布袋野	岡ノク	1795番	443	は	山林	0.0099 (0.1103)	スギ ヒノキ	63			
76	布袋野	岡ノク	1797番	443	は	田	0.0925 (0.1682)	スギ ヒノキ	62			
77	布袋野	岡ノク	1798番	443	は	山林	0.0059 (0.1351)	ヒノキ	63			
78	布袋野	門宮	1915番	443	は	田	0.0565 (0.0143)	スギ	51			
79	布袋野	鍋田	1869番1	442	い	田	0.0198 (0.2062)	スギ	70			集03-20
80	布袋野	鍋田	1869番2	442	い	田	0.0089 (0.3152)	スギ	70			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
81	布袋野	笹倉鎌倉	10091番13	442	い	山林	0.1 (0.0385)	スギ	56	[redacted]	[redacted]	[redacted]
82	布袋野	鍋田	1870番1	442	い	畑	0.0095 (0.069)	スギ	70			
83	布袋野	鍋田	1870番2	442	い	田	0.0007 (0.0164)	スギ	70			
84	布袋野	鍋田	1870番3	442	い	原野	0.0023 (0.0169)	ヒノキ	70			集03-21
85	布袋野	鍋田	1855番1	442	ほ	山林	0.0044 (0.119)	スギ	61			
86	布袋野	イザミノ向	1842番	443	ろ	山林	0.0661 (0.1599)	スギ ヒノキ	50			
87	布袋野	鍋田	1855番2	443	ろ	山林	0.005 (0.0129)	ヒノキ	50			
88	布袋野	笹倉鎌倉	10091番5	442	い	山林	0.08 (0.0619)	スギ	56			集03-22
89	布袋野	笹倉峠谷	10090番4	442	ろ	山林	0.05 (0.0074)	スギ	72			集03-23
90	布袋野	駒返シ	1873番1	442	ろ	田	0.1775 (0.204)	スギ ヒノキ	56			
91	布袋野	インノクソ	1911番1	443	ろ	田	0.0161 (0.0546)	ヒノキ	50			集03-24
92	布袋野	インノクソ	1912番	443	ろ	田	0.0594 (0.0804)	ヒノキ	50			
93	布袋野	インノクソ	1912番1	443	ろ	田	0.0062 (0.0109)	スギ	50			
94	布袋野	笹倉鎌倉	10091番2	442	い	山林	0.1 (0.0174)	スギ ヒノキ	70			集03-25
95	布袋野	鎌倉	1890番	442	い	田	0.1223 (0.046)	スギ	71			
96	布袋野	鎌倉	1891番	442	い	山林	0.0128 (0.0395)	スギ	71			
97	布袋野	鎌倉	1891番1	442	い	山林	0.0528 (0.0244)	スギ	71			集03-26
98	布袋野	鎌倉	1892番1	442	い	田	0.0079 (0.0109)	スギ	78			
99	布袋野	イザミノ向	1837番	443	ろ	原野	0.0013 (0.0046)	スギ	50			
100	布袋野	イザミノ向	1838番	443	ろ	田	0.0119 (0.0179)	ヒノキ	50			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	小字	地番									
101	布袋野	イザミノ向	1840番1	443	ろ	田	0.0051 (0.0349)	スギ ヒノキ	50			集03-26
102	布袋野	笹倉峠谷	10090番3	442	ろ	山林	0.07 (0.0086)	スギ	72			集03-27
103	布袋野	門宮	1919番	443	は	田	0.0231 (0.1239)	スギ ヒノキ	50			集03-28
104	布袋野	横谷	1799番2	443	ろ	田	0.0066 (0.0173)	スギ	58			集03-29
105	布袋野	横谷	1801番	443	ろ	田	0.0833 (0.3117)	スギ	58			
106	布袋野	横谷	1802番	443	ろ	田	0.0049 (0.012)	スギ	58			
107	布袋野	横谷	1799番	443	は	田	0.0082 (0.0058)	ヒノキ	58			
108	布袋野	横谷	1800番	443	は	田	0.0033 (0.0222)	スギ	58			
109	布袋野	鍋田	1872番1	442	い	田	0.0191 (0.1156)	スギ	56			集03-30
110	布袋野	鎌倉	1894番	442	い	田	0.0634 (0.0222)	スギ	71			集03-31
111	布袋野	横谷	1803番1	443	ろ	畑	0.0165 (0.0434)	スギ	63			集03-32
112	布袋野	イザミノ向	1843番	443	ろ	田	0.0872 (0.1628)	スギ	50			集03-33
113	布袋野	イザミノ向	1844番	443	ろ	田	0.0314 (0.1194)	スギ	50			
114	布袋野	笹倉鎌倉	10091番12	442	ろ	山林	0.15 (0.125)	スギ	56			集03-34
115	布袋野	岡ノク	1790番	443	は	田	0.0753 (0.0835)	スギ ヒノキ	62			
116	布袋野	笹倉鎌倉	10091番14	442	い	山林	0.1 (0.0034)	スギ	56			集03-35
117	布袋野	鎌倉	1886番	442	い	田	0.072 (0.1304)	スギ	56			
118	布袋野	鎌倉	1888番	442	い	畑	0.0558 (0.2458)	スギ	56			
119	布袋野	鎌倉	1888番1	442	い	畑	0.0092 (0.0893)	スギ	56			
120	布袋野	鎌倉	1889番	442	い	山林	0.0909 (0.1469)	ヒノキ	98			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地		氏名又は名称	
	大字	小字	地番										
121	布袋野	鍋田	1856番	442	ほ	山林	0.001 (0.0962)	スギ	61	[redacted]			集03-36
122	布袋野	銭上	1814番	443	ろ	山林	0.0697 (0.1598)	ヒノキ	50				
123	布袋野	銭上	1816番	443	ろ	山林	0.0026 (0.0075)	スギ	50				
124	布袋野	イザミノ向	1835番1	443	ろ	山林	0.0028 (0.0076)	ヒノキ	50				
125	布袋野	イザミノ向	1837番1	443	ろ	原野	0.001 (0.0023)	スギ	50				
126	布袋野	イザミノ向	1839番	443	ろ	山林	0.0019 (0.0042)	ヒノキ	50				
127	布袋野	インノクソ	1913番	443	ろ	山林	0.0016 (0.0333)	ヒノキ	50				
	以下余白												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	住　所（同上）	丹後地区森林組合　代表理事組合長　江浪　敏夫
権利の設定をする市町村（乙）	住　所（同上）	京丹後市長　　中　山　　泰

2　共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（２）善管注意義務

①　丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

②　甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

（３）監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年１回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

（４）報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回報告しなければならない。

（５）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

（６）経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（７）経営管理実施権の設定等の条件

①　乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

②　乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア　偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ　森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ　当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ　経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ　正当な理由がなくて（４）の報告をしない場合

③　乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④　丙は、１の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤　乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥　丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦　丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合の甲への通知は、販売収益、伐採等に要した経費及び配分額等について、乙及び丙が協議の上、通知するものとする。

（９）森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（１）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、（１）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（１の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

○　存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

○　利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

（2．木材の販売収益の額の算定方法）

○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3．乙が算定する伐採等経費の算定方法）

○　利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、丙が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。

○　森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4．留意事項）

○　この経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

経営管理権設定区域全体図
（久美浜町布袋野地区）



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、所有界等を正確に示したものではありません。